

長岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市和島オートキャンプ場及び長岡市うまみち森林公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市和島オートキャンプ場条例（平成17年長岡市条例第273号）第16条第2項及び長岡市うまみち森林公園条例（平成17年長岡市条例第281号）第16条第2項の規定により告示します。

令和7年3月21日

長岡市長 磯田達伸

1 長岡市和島オートキャンプ場

(1) 供用期間

4月1日から11月20日まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 供用期間及び受付時間を定める期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 長岡市うまみち森林公園

(1) 供用期間

4月1日から11月20日まで

(2) 休場日

月曜日及び火曜日（ただし、休前日及び繁忙期〈ゴールデンウィークや夏休み等〉を除く。）

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(4) 供用期間、休場日及び受付時間を定める期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで